

事務連絡
令和5年4月27日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、
業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について

本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」（令和5年4月27日政府対策本部決定）（別添1参照）の通り、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を5月8日に廃止することとなりました。これに伴い、基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組は廃止となりますが、廃止に当たっての留意事項につき、以下の通り通知しますので、各都道府県及び各府省庁においては、本事務連絡を踏まえ、対応をお願いします。なお、飲食店における第三者認証制度の廃止に当たっての留意事項については、別途、令和5年4月27日付け事務連絡「飲食店における第三者認証制度の廃止に当たっての留意事項について」（別添2参照）の通り、各都道府県知事宛てに通知しています。

（1）事業者の自主的な取組への支援に関する所管団体への情報提供

関係府省庁においては、令和5年3月31日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼）」（別添3参照）の内容を改めて所管団体に情報提供願います。

(2) 事業者の自主的な取組への支援のためのホームページのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、感染対策は、政府として一律に求めることはなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として政府が感染症法に基づき情報提供を行うこととなります。以下の内閣官房ホームページにおいて、位置づけ変更後の事業者の自主的な取組への支援として、感染対策を含めた各種情報を掲載していますので、必要に応じてご参照ください。

<内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ>



URL : <https://corona.go.jp/guideline/>

(3) 所管団体からの問合せ・相談等への対応

関係府省庁においては、位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症対策の取組に関する所管団体からの問合せ・相談等に対し、助言・回答等の対応をお願いします。その際、不明点があれば、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室にご連絡ください。なお、今後業界団体等が自主的な取組として手引き等を作成するにあたっては、これまで業種別ガイドラインを見直す際においてお願いしていたコロナ室への事前共有や公表の報告は不要になりますので、念のため申し添えます。

(4) これまでに実施した新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供のお願い

次の感染症危機に備えるため、政府においては今後、政府行動計画等の内容を充実させ、これに基づき、各府省庁や各都道府県において、充実した訓練や有事への備えに係る業務を着実に実施するとともに、それらが有事に機能するものとなっているかを内閣感染症危機管理統括庁において点検し、更なる改善を行うこととしています。

このため、これまでに実施した新型コロナウイルス感染症対策に関する振り返り、検証を行うため、今後、各都道府県、業界団体等に対し、情報提供（資料提供・ヒアリング等）をお願いすることがございますので、ご協力のほどよろしくをお願いします。

以上